

妊婦歯科健康診査費の助成について

実施医療機関以外で受けた妊婦歯科健康診査について、受診後に那珂川市役所こども応援課での手続きにより、健康診査料の払い戻しが可能です。令和6年4月1日以降に受診した方が対象です。健康保険を適用されたものは対象外です。また一定の基準があります（令和6年度は4,475円）

下記の要領に従い、健診及び申請を行ってください。

《医療機関受診時の注意》

○受診券の記入

- ・太枠内は、ご本人で記入してください。
- ・健診結果は**必ず医療機関で記入**してもらってください。



記入がない場合は、再度、実施医療機関で記入してもらう必要があります。受診時、忘れずに記入してもらいましょう。

○健診料金

- ・健診料金は、いったん自己負担してください。

○領収書の受領

- ・必ず医療機関発行の領収書をもってきてください。
（診療明細書がもらえる場合は、申請時に領収書と一緒にご提出願います）

《那珂川市役所こども応援課での手続き（妊婦歯科健康診査受診後）》

○関係書類をこども応援課へ提出してください。

- ・**記入済み**の妊婦歯科健康診査補助券
- ・母子健康手帳
- ・医療機関発行の領収書 **（医療機関名、健康診査費用が明記されているもの）**
- ・振込み口座の分かるもの
- ・印鑑



○こども応援課の窓口で申請書兼請求書を記入してください。

※請求書の請求金額の欄については、上限が決まっていますので窓口でご確認ください。



○請求書等の審査後、交付決定通知書を送付し助成金をご指定の口座へ振り込みます。

※助成金請求の申請は、**妊婦歯科健康診査受診日から1年以内**となっていますので、ご注意ください。



《お問い合わせ》

那珂川市役所こども応援課

（母子保健担当）

電話：953-2211